

答 申

1 審査会の結論

市議会各委員会の行政視察に伴う議会事務局職員が委員と同じ扱いであることを規定した文書について、改めて公開非公開不存等決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、決定のなかった議会事務局職員が議会委員会委員と同じ扱いであることを規定した文書の公文書公開決定の取り消しを求める。

公文書公開請求日：平成23年5月23日（平成23年5月25日受付）

請求内容：平成16年度から平成22年度の議会各委員会の行政視察に伴う、①議会事務局職員が委員と同じ扱いであることを規定した文書の写し。②各委員会から議会事務局職員の派遣を依頼した要請書の写し。

実施機関の処分：平成23年6月8日付名議総第96号 公文書公開決定

3 異議申立ての理由

公文書公開請求に対し、決定のなかった議会事務局職員が議会委員会委員と同じ扱いであることを規定した文書の公文書公開決定の取り消しを求め、更に平成16年度から平成22年度に議会委員会視察に随行した市職員全員から経費総額3,281,940円の返還措置を講じること（但し、平成16年5月18日及び5月11日から5月13日市議会議員（20名）の視察に随行した市職員の経費（不明分）を3,281,940円に加算すること）、平成23年度の既に随行した市職員の支出経費があれば返還を求めること、及び必要性を説明出来ないし職員の随行といった不条理な慣例を絶ち、議会改革の一環として一切禁止することを求める。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説

明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

## (2) 本決定について

異議申立人は平成23年5月23日付で『「平成16年度から平成22年度」の議会各委員会の行政視察に伴う、①議会事務局職員が「委員と同じ扱いである」ことを規定した文書の写し及び②各委員会から議会事務局職員の派遣を依頼した要請書の写し』の公文書公開請求をした。これに対し実施機関は『平成18年度から平成22年度の議会各委員会の行政視察に伴う、委員の派遣承認についての写し』のみを公開決定しており、①議会事務局職員が「委員と同じ扱いである」ことを規定した文書については、公開非公開等の決定がない。

当審査会が実施機関から聴取したところ、平成16年度、平成17年度の議会各委員会の行政視察に伴う委員の派遣承認は、保存期間経過による廃棄により存在しないこと、公文書公開決定通知書の備考欄に、「①については、議会事務局職員は地方自治法第100条第13項、名張市議会会議規則第98条に基づき、直属の上司の命令を得た上で、公務として委員に随行しております。」と記載したにとどまり、公開非公開等の決定をしていないことを確認した。また、職員の旅費規程には随行規定があることも確認した。

以上のことから、①議会事務局職員が「委員と同じ扱いである」ことを規定した文書については、改めて公開非公開等の決定をすべきである。

上記(1)基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立の主旨である、平成16年度から平成22年度に議会委員会視察に随行した市職員全員から経費返還措置を講じること、平成23年度の既に随行した市職員の支出経費があれば返還を求めると、及び必要性を説明できない市職員の随行といった不条理な慣例を絶ち、議会改革の一環として一切禁止することを求めていることについては、当審査会ではそれらの是非を審査する権限を持たない。

## (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月12日	諮問書受理
平成23年 7月22日	第46回名張市情報公開審査会 審査
平成23年 8月26日	第47回名張市情報公開審査会 審査
平成23年10月 3日	第48回名張市情報公開審査会 審査
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 答申

## 6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士